

対象者となる方

【次の項目すべてに該当するもの】

- うきは市の住民基本台帳に登録されかつ、居住していること。
- 交付申請時に満65歳以上の方のいる世帯であること。
- 領収書に記載された氏名と設置者（申請対象者）が同一であること。
- 同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

対象機器

【次のいずれかの機能をもつ固定電話または、電話機に接続して使用する機器】

- 事前に登録していない電話番号からの着信に注意を促す機能があること。
 - 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
 - 特殊詐欺等被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能があること。
- ※購入予定または購入したものが補助対象の機器であるか心配な場合は、事前にご相談ください。

補助金額

購入費用の2分の1以内（上限10,000円）

※消費税及び地方消費税に相当する額は除く。（※100円未満端数切捨て）

対象期間・提出期限

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

購入日から3ヶ月以内に申請、提出期限は令和9年2月28日。

※予算上限に達し次第、受付終了となります。

申請方法

商品購入後、下記をご用意いただき、窓口にて申請手続きを行ってください。

- 購入機器の購入額（税抜き額）及び購入機器の品名が記載された領収書の写し
- 購入機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- 本人確認書類と振込先の通帳（本人名義）の写し
- 満65歳以上の方の住所・氏名・生年月日が確認できる書類の写し
- 交付申請書兼実績報告書兼請求書（窓口でお渡しできます。）